

「砂防関係事業における遠隔・自動施工の推進検討委員会」

規約（案）

（名称）

第1条 本委員会は、「砂防関係事業における遠隔・自動施工の推進検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、将来の建設業の担い手不足や土砂災害の多発化・激甚化に対応するため、従前の安全を目的とする工事に加え、通常の砂防関係工事においても遠隔・自動施工の推進を図るために必要な事項の検討を行うことを目的とする。

（検討内容）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、砂防関係事業にかかる遠隔・自動施工の推進を目的として、次の各号に掲げる事項等の検討を行う。

- 一 取り組むべき遠隔・自動施工の方向性
- 二 遠隔・自動施工を推進すべき具体的工事内容の抽出
- 三 遠隔・自動施工の推進にあたり実施すべき技術実証

（委員）

第4条 委員は、学識者等で構成し、別紙に掲げるとおりとし、国土交通省水管理・国土保全局長が任命する。

- 2 委員の任期は、原則として委嘱の日から委嘱した当年度末までとし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 委員長は、委員の中から、国土交通省水管理・国土保全局長が指名する。

- 2 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会に出席して意見又は説明を求めることができる。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、国土交通省水管理・国土保全局長が招集する。

- 2 委員会は、半数以上の出席をもって行うものとする。

(委員会の公開)

第7条 委員会は、公開とすることを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

2 委員会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。

3 委員会の議事要旨は、事務局が委員長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課および大臣官房参事官（イノベーション）グループ施工企画室に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

この規約は、令和8年6月10日から施行する。

「砂防関係事業における遠隔・自動施工の推進検討委員会」

委員名簿

石上 玄也 慶應義塾大学理工学部機械工学科 教授

中西 美和 慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授

山口 真司 政策研究大学院大学 教授

山口 崇 国立研究開発法人土木研究所技術推進本部 総括研究監

山越 隆雄 国土交通省国土技術政策総合研究所土砂災害研究部
土砂災害情報研究官

◎ 山田 孝 北海道大学 名誉教授

◎ : 委員長

(敬称略、五十音順)